

特許第 3254422 号ライセンス料金表 (ウェブサイト運営社様用)

ライセンス利用条件

- ◆「特許第 3254422 号ライセンス規約」を受け入れて契約を締結し、事業開始前までに下登録料とライセンス利用料を弊社に支払うこと。
- ◆本件特許実施に必要な IP アドレス DB は、弊社ライセンスを受けたデータベース事業者の DB を別途契約して使用すること。
- ◆毎年 3 月までに翌年度の申請を行い、基本利用料を支払うこと。

登録料／ライセンス利用料

月間ページビュー数	5000 万 PV まで	5000 万 PV 以上
登録料	¥10,000(初年度のみ)	
基本利用料	¥20,000(年額)	¥100,000(年額)
ビジネス利用料(オプション)	¥5,000～(年額)	
広告利用料(オプション)	広告売上の 3%	

- ◆ライセンス利用者登録いただきますと、ライセンス証書と、貴社のパンフレットやウェブサイトで本特許のサービスマークを表示するためのデータを提供するとともに、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)の許諾先名一覧に掲載します。
- ◆IP アドレス DB を使って、地域に応じたコンテンツの切り替え表示などを行う場合は、ウェブサイトの規模に応じた所定のライセンス利用料(基本利用料:年間契約)をお支払いいただきます。
- ◆EC などの収益ビジネスで利用する場合は、上記の基本利用料に加えてビジネス利用料(年間契約)をお支払いいただきます。ビジネス利用とは、EC を含む、ウェブサイト内で物品などの販売を補助するサービスを行うことをいいます。具体的には、サイト内に「購入」「申込」「資料請求」に類するリンクが存在することを目安とします。詳細はお問い合わせください。
- ◆IP アドレス DB を使って、広告の地域ターゲティングを行う場合は、上記の基本利用料に加えて、広告売上に応じたライセンス利用料(広告利用料:毎月の広告売上実績の 3%)をお支払いいただきます。
- ◆利用許諾に伴う初年度の登録料／ライセンス利用料(年間ライセンス利用料:4 月～翌年 3 月)は開始前にお支払いいただきます。継続の場合は 3 月中にお支払ください。お支払いいただいた登録料／ライセンス利用料は途中で解約等をされても一切返却しません。

算定基準など

- ◆ウェブサイトの規模は基本的には貴社の自己申告で受け付けますが、弊社の判断で調査会社などの調査データを基にランク等を決めさせていただく場合もあります。
- ◆ライセンス利用料およびライセンス利用料の基準は年度ごとに改訂します。既契約様には 12 月中に E メールもしくは郵送でご連絡します。また、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)にも掲載します。
- ◆広告利用料は毎月の実績金額を翌月 10 日までにご報告ください(実績がない場合も「0 円」としてご報告ください)。実績金額に応じた広告利用料請求書を翌月末に発送します。翌々月末までに弊社指定の口座に振り込んでください(振り込み手数料は貴社でご負担ください)。

お支払い料金計算例

- ◆4 月～翌年 3 月を年度とします。年度の途中からの利用の場合、基本利用料は月割り計算となります。
- ◆例:4 月からの利用登録、月間 PV5,000 万以下、EC 等の利用があり、広告売上が 50 万円の場合
登録料 : ¥10,000(登録申込時のみ)3 月末日までに弊社指定口座に振り込みください。
基本利用料 : ¥20,000(年額)3 月末日までに振り込みください(利用開始前までに)。
ビジネス利用料 : ¥5,000(年額)3 月末日までに振り込みください(利用開始前までに)。
広告利用料 : ¥500,000 × 0.03 = ¥15,000(4 月度)6 月末日までに振り込みください。

問い合わせ先／レポート先

株式会社あどえりあ
〒102-0084 東京都千代田区二番町6-3 二番町三協ビル1階
TEL: 03-5211-7160 FAX: 03-3264-2602 E-mail: info@ad-area.jp

- ◆売上などの報告はエクセルファイルまたは CSV ファイルで、上記 E メールアドレス宛にお送りください。書式は自由です。報告書には貴社ライセンス番号を明記してください。

※表示価格は消費税別です。

特許第 3254422 号ライセンス規約

株式会社あどえりあ(以下「弊社」という)が独占的実施許諾権を有する日本国特許第 3254422 号(以下「本件特許」)の実施許諾に関し、次の通りライセンス規約(以下「本規約」)を定める。

本件特許の範囲

ユーザー端末に接続されたアクセスポイントが当該ユーザー端末に割り当てたIPアドレスとアクセスポイントが属する地域とが対応した IP アドレス対地域データベース(以下「IP アドレス DB」)に照合して、当該ユーザーが所属する地域を判別し、その判別結果に基づき、当該地域に対応した情報を当該ユーザー端末に送信する行為。

以下のサービスがライセンス対象となる。

- ① IP アドレス DB を用いて、ウェブページにおいてアクセスユーザーの地域に対応した広告および情報配信を行うこと。
- ② IP アドレス DB ならびにシステム等を用いて、ウェブサイト運営社、広告主または広告代理店等の依頼を受けて、当該ウェブサイトにおいてアクセスユーザーの地域に対応した広告および情報の配信サービスを提供すること。
- ③ ①②の行為を実施するために必要な IP アドレス DB を製造・販売・提供すること。

ライセンス申請および登録

- (1) 本件特許権実施許諾を受けるには、「特許第 3254422 号ライセンス申請書」で申請をしなければならない。申請に対して弊社が審査を行い、登録の可否を判断し通知する。申請を承認する事業者には請求書を送付し、入金確認後「特許第 3254422 号ライセンス証書」を発行する。この通知をもって申請事業者を登録事業者とする。
- (2) 登録事業者はあどえりあのサービスマークをウェブサイトや製品/パンフレットで使用することができる。また、サービスマークは弊社からデータ提供する。
- (3) 弊社は、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)において、本件特許権実施許諾を受けた事業者を登録事業者として表示し、希望に応じて登録事業者のホームページとのリンクを認める。
- (4) ライセンスの期間は 1 年間(4 月—翌年 3 月)、毎年 3 月までに更新の申請および必要な登録料・基本利用料等を納めなければいけない。

実施許諾

- (1) 本件特許に基づき、別途「特許第 3254422 号ライセンス申請書」による申し込みを弊社が承諾し、許諾期限の始まる前までに「特許第 3254422 号ライセンス料金表」で定めるとおりの登録料・ライセンス利用料を指定する銀行口座に振り込むことを条件として、日本国内において本件特許を利用することについて非独占的通常実施権を許諾する。
- (2) 弊社は弊社のライセンス規約に基づく申請は原則許諾する。交渉中であることを理由に申請人の一方的な判断による特許技術の利用を開始することは認めない。また、当社は仮許諾を認めることがある。

IP アドレス DB の製造・販売許諾

本件特許のライセンス料金表に基づき、別途「特許第 3254422 号ライセンス申請書」による申し込みを弊社が承諾し、許諾期限の始まる前までに「特許第 3254422 号ライセンス料金表」で定めるとおりの登録料を指定する銀行口座に振り込むことを条件として、日本国内において IP アドレス DB の製造・販売を許諾する。

支払

- (1) 登録事業者は、事業者ごとに定められた「特許第 3254422 号ライセンス料金表」に表示するとおり、登録料およびライセンス利用料を特許利用開始までに支払わなければならない。
- (2) 支払われた登録料およびライセンス利用料は、解約を含むいかなる理由によっても返還されない。
- (3) 振込手数料は契約者の負担とする。

報告の義務

「特許第 3254422 号ライセンス料金表」に定める以下の情報を報告しなければならない。

- ・アドネットワーク事業社および広告代理店 —— 本特許を使った各月の広告売上実績
- ・本特許技術を利用する顧客に対してシステムなどを使ってサービスを行う事業社 —— 顧客情報、顧客との契約金額
- ・ウェブサイト運営社 —— ウェブサイトのページビュー数(申請時)、オプション契約を締結している場合は各月の広告売上実績と各月のビジネス利用実績
- ・IPアドレス DB 提供事業社 —— 顧客情報

再実施許諾の禁止

- (1) 登録事業者は、第三者に本件特許の実施を許諾することはできない。
- (2) 弊社から受けた許諾の範囲を越えて特許を使った利便等の提供はできない。

実施許諾の停止

本規約及び別途「特許第 3254422 号ライセンス料金表」で定める義務が履行されない場合には、弊社は直ちに本件特許実施許諾を停止することができる。停止の告知にもかかわらず特許の使用を続けた場合はしかるべき対応を行う。

本規約の変更

- (1) 弊社は、弊社の判断により、本規約を任意の理由でいつでも変更することができるものとする。
- (2) 本規約の変更は、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)上に掲出した時点より効力を生じる。

ライセンス利用料等の変更

利用料の設定は 4 月—翌年 3 月を基準とする年度単位で改訂する。利用料の改訂がある場合、新利用料を 12 月までに弊社ホームページに掲出し、かつ、登録事業者には 12 月中に E メールもしくは郵送で告知し、次年度から適用される。

個人情報の取り扱い

弊社は、登録事業者の個人情報を、別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとする。

準拠法、合意管轄

本規約は日本法に準拠する。本規約に起因する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として解決される。

2010 年 4 月 1 日制定

2010 年 12 月 27 日改訂

2011 年 1 月 26 日修正